

年金に関する手続き

※最初に 16 ページ「死亡に伴う年金の手続きフロー図」をご確認ください。

11 死亡一時金の支給

※16 ページ「死亡に伴う年金の手続きフロー図」もご確認ください。

手続きの説明

死亡日の前日において、国民年金第 1 号被保険者(★)として保険料を納めた月数が、36 月以上ある方が亡くなった時、その方によって生計を維持されていた遺族に支給されます。

- ・亡くなった方が老齢基礎年金、障害基礎年金を受給していた場合は支給されません。
- ・遺族基礎年金を受給することができる場合、死亡一時金は支給されません。
- ・寡婦年金を受給することができる場合、死亡一時金とどちらか一方を選択します。

※併せて 14 ページの「12 遺族基礎年金の支給」「13 寡婦年金の支給」もご確認ください。

(★) 国民年金第 1 号被保険者とは、日本国内に住む厚生年金に加入していない 20 歳以上 60 歳未満の方(自営業、自由業、農業・漁業に従事する人、国会議員、地方議会議員、学生、フリーター、無職の人など)。

申請書等

- ・国民年金死亡一時金請求書

持ち物

- ・請求者の状況によって異なります。ご相談ください。

受付窓口

- ・国保・年金課国民年金係

期 限

- ・お亡くなりになった日の翌日から 2 年以内

問い合わせ先

- ・国保・年金課国民年金係 電話 5 4 3 2 - 2 3 5 6
FAX 5 4 3 2 - 3 0 5 1

12 遺族基礎年金の支給

手続きの説明 ※16 ページ「死亡に伴う年金の手続きフロー図」もご確認ください。

国民年金の被保険者等であった方が亡くなったとき、支給要件を満たしている場合は、亡くなった方によって生計を維持されていた「子(※)のある配偶者」または「子(※)」が支給することができます(厚生年金期間がある方が死亡した場合、遺族厚生年金も支給できる場合があります。遺族厚生年金の問い合わせ先は年金事務所です。)

- ・遺族基礎年金と寡婦年金を受給できる場合、支給期間が重ならない限りそれぞれ受給できます。
- ・遺族基礎年金を受給することができる場合、死亡一時金は支給されません。

(※)子とは、18歳になった年度の3月31日までの間にある子または20歳未満で障害等級1級または2級の障害状態にある子。

申請書等

- ・年金請求書(国民年金遺族基礎年金)

持ち物

- ・請求者の状況によって異なります。ご相談ください。

受付窓口・問い合わせ先

- ・国保・年金課国民年金係 電話5432-2356 FAX5432-3051

期限

- ・お亡くなりになった日の翌日から5年以内

13 寡婦年金の支給

手続きの説明 ※16 ページ「死亡に伴う年金の手続きフロー図」もご確認ください。

国民年金第1号被保険者(★)として、保険料を納めた期間等が10年以上ある夫が亡くなったとき、その夫と10年以上婚姻関係があった妻(原則年収850万円未満)に対し、60歳から65歳になるまでの間支給されます。

- ・亡くなった夫が老齢基礎年金、障害基礎年金を受給していた場合は支給されません。
- ・妻が繰り上げ支給の老齢基礎年金を受けているときは支給されません。
- ・遺族基礎年金と寡婦年金を受給できる場合、支給期間が重ならない限りそれぞれ受給できます。
- ・死亡一時金を受けることができる場合、寡婦年金とどちらか一方を選択します。

(★)国民年金第1号被保険者とは、日本国内に住む厚生年金に加入していない20歳以上60歳未満の方(自営業、自由業、農業・漁業に従事する人、国会議員、地方議会議員、学生、フリーター、無職の人など)。

申請書等

- ・年金請求書(国民年金寡婦年金)

※ **持ち物**、**受付窓口・問い合わせ先**、**期限** は上記「12 遺族基礎年金の支給」と同じです。

14 未支給年金請求・受給権者死亡届の手続き (障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金を受給 されていた方)

※16 ページ「死亡に伴う年金の手続きフロー図」もご確認ください。

手続きの説明

年金を受給している方が亡くなったとき、亡くなった月分までのまだ受給していない年金や、亡くなった日より後に振込された年金のうち、亡くなった月分までの年金について、未支給年金としてその方と生計を同じくしていたご遺族が受けることができます。

申請書等

- ・未支給年金請求・受給権者死亡届

持ち物

- ・請求者の状況によって異なります。ご相談ください。

受付窓口

- ・国保・年金課国民年金係

期限

- ・お亡くなりになった日の翌日から5年以内

問い合わせ先

- ・国保・年金課国民年金係 電話 5 4 3 2 - 2 3 5 6

FAX 5 4 3 2 - 3 0 5 1

※1 状況により、遺族基礎年金（14 ページ）や、遺族厚生年金を受給できる場合もあります。遺族厚生年金の問い合わせ先は年金事務所です。

※2 国民年金、厚生年金、共済年金等を受給されていた方が亡くなられたときの手続きは、27 ページ「区役所以外での主な手続き」をご覧ください。

メモ

死亡に伴う年金の手続きフロー図

お手続きの際の目安にご利用ください。

※制度の詳細は日本年金機構HP等をご確認ください。

